

「相談支援専門員」とは？

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。

※相談支援事業を実施する場合、相談支援専門員を置く必要があります。

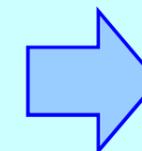
「相談支援専門員」の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)。 <詳細は別表1を参照>



相談支援従事者(初任者)研修の修了※



相談支援専門員として配置

実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たこととなる。

※過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の指定された1日を受講した場合、新制度における「相談支援従事者初任者研修」を修了したものと見なす。

相談支援専門員の実務要件

<別表1>

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場</p> <p>ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所</p> <p>ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等(※1)を有している者</p> <p>(4) 上記イからハに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>ヘ 盲学校、聾学校、養護学校</p>	<p>通算して3年以上</p> <p>通算して5年以上</p>
<p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導の業務</p>	<p>イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所</p>	<p>通算して10年以上</p>
<p>③ 有資格者</p>	<p>次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p> <p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算して5年以上</p> <p>通算して3年以上</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上